

埼玉県報



埼玉県発行

目次

本号で公布された規則のあらまし

○本号で公布された規則のあらまし 二

規則

○地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則 (人事課) 二

○埼玉県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則 () 二

○埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則(職員課) 二

○埼玉県固定資産評価審議会規則(市町村課) 二

○埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則(文書課) 三

○埼玉県消費生活審議会規則の一部を改正する規則(県民・消費生活課) 三

○埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則(青少年課) 四

○埼玉県青少年健全育成審議会規

則の一部を改正する規則

(青少年課) 四

○埼玉県婦人相談センター管理規則の一部を改正する規則(男女共同参画課) 四

○埼玉県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則() 四

○埼玉県交通安全対策会議規則の一部を改正する規則(交通安全課) 五

○埼玉県防災会議規則の一部を改正する規則(危機管理課) 五

○埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(水環境課) 五

○埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(廃棄物指導課) 五

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(資源循環推進課) 六

○職員被服貸与規程の一部を改正

○埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(みどり自然課) 六

○埼玉県障害者施策推進協議会規則の一部を改正する規則(障害者社会参加推進室) 一七

○埼玉県職業能力開発審議会規則の一部を改正する規則(職業能力開発課) 一七

○埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課) 一七

○埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則(出納総務課) 一九

○地域機関の総合調整及び市町村との連絡調整に関する規程の一部を改正する訓令(政策総務課) 一九

○職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令(人事課) 一九

○埼玉県職員当直規程の一部を改正する訓令() 二二

○埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令() 二二

○技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令() 二六

○埼玉県職員倫理規程の一部を改正する訓令() 二六

する訓令(人事課) 二六

○埼玉県職員健康審査会規程の一部を改正する訓令(職員課) 二七

○埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令() 二七

○埼玉県総合経済対策本部設置規程の一部を改正する訓令(計画調整課) 二八

○埼玉県固定資産評価審議会規程を廃止する訓令(市町村課) 二八

○埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令(文書課) 二八

○埼玉県公印規程の一部を改正する訓令() 三二

○埼玉県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令(みどり自然課) 三三

○埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程の一部を改正する訓令(産業労働政策課) 三三

○埼玉県優良自動車運転職員表彰規程の一部を改正する訓令(出納総務課) 三三

○埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令() 三四

○埼玉県危機対策本部設置規程の一部を改正する訓令(危機管理課) 三四

○埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程(環境政策課) 三五

○埼玉県新型インフルエンザ対策

推進本部設置規程の一部を改正する訓令 (疾病対策課) 三六

○埼玉県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令(畜産安全課) 三六

告示

○昭和五十四年埼玉県告示第五百九十号の一部改正 (水環境課) 三七

本号で公布された規則のあらまし

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(埼玉県規

則第四十三号)

一 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改めるための規則

二 内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令にあわせ、関係する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の条文及び様式を改正する。

三 施行期日

平成二十年四月一日

規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十九号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則(昭和四十年埼玉県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一号中「入札企画室長」を「契約局長、技術評価幹」に改め、「課長」の下に「電気事業幹」を加え、第三号中「入札企画室長」を「契約局長、技術評価幹」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県職員職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十号

埼玉県職員職務発明等に関する規則の一部を改正する規則
埼玉県職員職務発明等に関する規則(昭和四十三年埼玉県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「総合政策部長」を「総務部長」に改める。
第二十二条中「総合政策部人事課」を「総務部人事課」に改める。
別表知事部局の項中「出納局」を「会計管理者の補助組織」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十一号

埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則
埼玉県職員住宅管理規則(昭和五十年埼玉県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十七条及び第十八条中「総合政策部長」を「総務部長」に改める。
様式第七号中「~~議定~~」を「~~議定~~」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県固定資産評価審議会規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十二号

埼玉県固定資産評価審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県固定資産評価審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができない。

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(会議の公開)

第五条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第六条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名し、又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、企画財政部市町村課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百一条の二第五項の規定により委員に任命されている者の任期は、第二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年十二月二十日までとする。

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十三号

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則

埼玉県文書管理規則(平成十三年埼玉県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第十七条」を「第十六条」に改める。

別表中「総務部政課」を「企画財政部政課」に、「総合政策部人事課」を「総務部人事課」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県消費生活審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十四号

埼玉県消費生活審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県消費生活審議会規則(平成十五年埼玉県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「署名押印しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改める。

第二十一条中「総務部県民・消費生活課」を「県民生活部消費生活課」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十五号

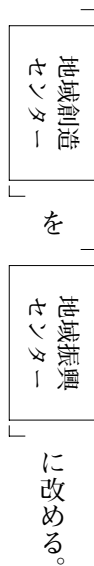
埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第六条第一項第一号中「総務部青少年課」を「県民生活部青少年課」に改め、同項第二号中「地域創造センター」を「地域振興センター」に改める。

様式第五号中



附則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に自動販売機等にはり付けてある改正前の様式第五号の規定による表示票は、改正後の同様式の規定によるものとみなす。

埼玉県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十六号

埼玉県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成審議会規則（平成十七年埼玉県規則第四百一十一号）の一部

を次のように改正する。

第十条中「総務部青少年課」を「県民生活部青少年課」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県婦人相談センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十七号

埼玉県婦人相談センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県婦人相談センター管理規則（昭和六十一年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「午前十時」を「午前九時三十分」に改める。

第八条中「総務部長」を「県民生活部長」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十八号

埼玉県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県男女共同参画審議会規則（平成十八年埼玉県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「署名しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改める。

第十条中「総務部男女共同参画課」を「県民生活部男女共同参画課」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県交通安全対策会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十九号

埼玉県交通安全対策会議規則の一部を改正する規則

埼玉県交通安全対策会議規則(平成十七年埼玉県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十四人」を「十五人」に改める。

第九条第二項中「署名押印しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改める。

第十条中「総務部交通安全課」を「県民生活部交通安全課」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県防災会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十号

埼玉県防災会議規則の一部を改正する規則

埼玉県防災会議規則(平成十七年埼玉県規則第五百十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「危機管理防災部危機管理課」を「危機管理防災部消防防災課」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十一号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成十三年埼玉県規則第百号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「次の各号」を「次」に改め、同項第一号中「平成十四年総務省告示第百三十九号」を「平成十九年総務省告示第六百十八号」に、「大分類F―製造業」を「大分類E―製造業」に改め、同項第二号及び同条第二項中「大分類E―建設業」を「大分類D―建設業」に改める。

別表第十二第二号の表の備考四中「第二十九条第一項第四号若しくは第六号又は第三十四条第五号若しくは第十号」を「第二十九条第一項第五号、第三十四条第六号又は第三十四条の二第一項」に改める。

附則

この規則中第六条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項の改正規定は平成二十年四月一日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十二号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則(平成十四年埼玉県規則第百十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号及び第二号並びに第二十二条第一号及び第二号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第三十五条の表を次のように改める。

市町村	土砂条例の規定
毛呂山町	第三章、第四章並びに第三十一条及び第三十二条
桶川市、鳩山町	第三章並びに第三十一条及び第三十二条

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十五条第二項第一号及び第二号並びに第二十二條第一号及び第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に毛呂山町の区域においてした土砂のたい積又は土砂搬入禁止区域への土砂の搬入については、改正前の第三十五条の規定は、なおその効力を有する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県規則第四十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年埼玉県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

様式第十八号を次のように改める。

様式第十九号(一)(表面)中「第14条第4項」を「第14条第3項」に改める。

様式第十九号(二)(表面)中「第14条第4項」を「第14条第3項」に改め、同様式(裏面)の備考4中「第13条第4項第8号」を「第14条第3項第8号」に改める。

様式第二十号中「第14条第5項」を「第14条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県規則第四十四号

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立自然公園条例施行規則(昭和四十九年埼玉県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「知事(県立安行武南自然公園以外の県立自然公園の特別地域内における行為に係る許可申請の場合にあつては、環境管理事務所長)」を「所轄の環境管理事務所長」に改め、同条第三項中「知事(県立安行武南自然公園以外の県立自然公園の特別地域内における行為に係る許可申請の場合にあつては、環境管理事務所長)」を「環境管理事務所長」に改める。

第十八条第一号中「延べ面積」の下に「(建築基準法施行令第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。)」を加える。

別表第一第一号添付図面等の欄3中「、立面図」を削り、「、構造図及び意匠配色図」を「及び構造図」に改め、同欄中4を5とし、この次に次のように加える。

4 工作物として図示された部分に当該工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示(日本工業規格Z 8721で定める色相、明度及び彩度の三属性による色の表示をいう。以下同じ。)が記載された縮尺1/100分の1以上のすべての立面を表示した立面図

別表第十一号申請書の名称の欄中「工作物等の色彩変更許可申請書」を「工作物の色彩変更許可申請書」に改め、同号添付図面等の欄3を次のように改める。

3 工作物として図示された部分に当該工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載された縮尺1/100分の1以上のすべての立面を表示した立面図

別表第一の二第一号の表第四項基準の欄③中「(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。)」を削り、同表第五項区分の欄中「条例第12条第4項」を「同条第5項」に改める。
様式第一号の一を次のように改める。

様式第1号の1(第14条関係)

(表)
工作物の新(改・増)築許可申請書

年月日

埼玉県 環境管理事務所長 様

住所
氏名
④
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名
〕
電話

埼玉県立自然公園条例第12条第3項の規定により、県立 自然公園の特別地域内
において工作物の新(改・増)築の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の目的	市町村、大字、小字、地番	地
	場所	日
行為地及びその付近の状況		
工作物の種類	敷地面積	
	規模	
	構造	
	主要材料	
	外部の仕上げ	
施行方法	外部の色彩等	裏面のとおり
	関連行為の概要	
予定期日	着工	
	完了	
備考		

(裏)

外部の部の面	区	分				割合 単位(%)		
		色	相	明	彩			
第一立	色彩が施されている部分 (ペンセル値)	色				100%		
		相						
第二立	色彩が施され ている部分 (ペンセル値)	色				100%		
		相						
第三立	色彩が施され ていない部分	色				100%		
		相						
第四立	色彩が施され ていない部分	色				100%		
		相						
計		計				100%		
区		分				割合 単位(%)		
色彩が施され ている部分 (ペンセル値)		色	相	明	彩	割合 単位(%)		
点		減	光	告	物	有	無	
屋		外	広	告	物	有	無	
点		減	光	告	物	有	無	
屋		外	広	告	物	有	無	
計		計				100%		

注 色彩が施されていない部分の素材名の欄には、外觀となる壁面を仕上げる素材が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の場合にその素材名を記載すること。

「埼玉県知事
埼玉県環境管理事務所長 様」

様式第一号の二中

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

「埼玉県 環境管理事務所長 様」

住所
氏名

〔法人にあ
在地及び
電話〕

④
「
」

④
「
」
つては、主たる事務所の所
名称並びに代表者の氏名

「
県、市郡、町村、大字、小字、地番」

「
市町村、大字、小字、地番」
「
林 令」

「
平均樹令」
「
平均樹令」
「
伐採跡地」

「
の取扱」
「
」

「埼玉県知事
埼玉県環境管理事務所長 様」

様式第一号の二中

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

「埼玉県 環境管理事務所長 様」

住所
氏名

〔法人にあ
在地及び
電話〕

④
「
」

④
「
」
つては、主たる事務所の所
名称並びに代表者の氏名

「
県、市郡、町村、大字、小字、地番」

「
市町村、大字、小字、地番」
「
掘探(採取)跡地の取扱」

「
掘探(採取)跡地の取扱」
「
」

「
の取扱」
「
」

「埼玉県知事
埼玉県環境管理事務所長」様

様式第一号の四及び様式第一号の五中

〔法人にあつては、
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

「埼玉県 環境管理事務所長」様

住所
氏名
主たる事務所の所
に代表者の氏名

を
印

」

「埼玉県知事
埼玉県環境管理事務所長」様

様式第一号の六中

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

「埼玉県 環境管理事務所長」様

住所
氏名
〔法人にあ
つては、主たる事務所の所
に代表者の氏名〕
電話

を
印

」

住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
電話

印

「県、市郡、町村、大字、
小字、地番」

「市町村、大字、小字、地番」
を
「市町村、大字、小字、地番」

「県、市郡、町村、大字、小字、地番」
を
〔法人にあつては、主たる事務所の所
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
電話
「市町村、大字、小字、地番」

「埼玉県知事
埼玉県環境管理事務所長 様

様式第一号の七中

住所氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

「埼玉県 環境管理事務所長 様

を

⑩

」

住所氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

「^⑩ 県、市郡、町村、大字、小字、地番」

を

つては、主たる事務所の名称並びに代表者の氏名

「市町村、大字、小字、地番」

を

「埋立て(干拓)後の取扱

を

「埋立て(干拓)後の取扱」

を

「埼玉県知事
埼玉県環境管理事務所長 様

様式第一号の八中

住所氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

「埼玉県 環境管理事務所長 様

を

⑩

」

住所氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

「^⑩ 県、市郡、町村、大字、小字、地番」

を

つては、主たる事務所の名称並びに代表者の氏名

「市町村、大字、小字、地番」

を

「施行面積

を

「施工面積」

を

「変更後の取扱」

を

「変更後

の取扱い

ひきかへ。

「埼玉県知事
埼玉県環境管理事務所長 様

様式第一号の九中

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

「埼玉県 環境管理事務所長 様

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

㊦

を

」

㊦

「県、市郡、町村、大字、小字、地番」

を

つては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

「市町村、大字、小字、地番」

ひきかへ。

「埼玉県知事

埼玉県環境管理事務所長 様

様式第一号の十中

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

「埼玉県 環境管理事務所長 様

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

㊦

を

」

㊦

「県、市郡、町村、大字、小字、地番」

を

つては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

「市町村、大字、小字、地番」

ひきかへ。

様式第一号の十一を次のように改める。

様式第1号の11(第14条関係)

工作物の色彩変更許可申請書

年 月 日

埼玉県 環境管理事務所長 様

住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕
電話

埼玉県立自然公園条例第12条第3項の規定により、県立 自然公園の特別地域内
において工作物の色彩変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の目的	市町村、大字、小字、地番	地
	色彩を変更する工作物	
施行方法	色彩を変更する箇所	
	現在の色 変更後の色彩 (マンセル値)	
予定期日	着手	
	完了	
備考		

「埼玉県知事
埼玉県環境管理事務所長 様

様式第一号の十二中

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

「埼玉県 環境管理事務所長 様

住所
氏名

〔法人にあ
在地及び
電話

「
」

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

「市町村、大字、小字、地番」

「埼玉県知事
埼玉県環境管理事務所長 様

様式第一号の十二中

法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名
埼玉県 環境管理事務所長 様

住所
氏名

住所
氏名

④
「
」
電話

④
「
」

つては、主たる事務所の所
名称並びに代表者の氏名

「市町村、大字、小字、地番」に改める。

「埼玉県知事
埼玉県環境管理事務所長

様式第二号の二から様式第二号の四までの規定中

法人に
所在地及び
「埼玉県 環境管理事務所
様

住所
氏名

④
「
」
あつては、主たる事務所の所
び名称並びに代表者の氏名

長 様

住所
氏名

④
「
」
つては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名
電話

「市町村、大字、小字、地番」を「市町村、大

字、小字、地番」に改める。

様式第三号の一を次のように改める。

様式第3号の1(第17条関係)

(表)

工作物の新(改・増)築届出書

年月日

埼玉県 環境管理事務所長 様

住所
氏名
④
法人にあつては、主たる事務所の所
所在地及び名称並びに代表者の氏名
電話

埼玉県立自然公園条例第14条第1項の規定により、県立 自然公園の普通地域内
において工作物の新(改・増)築をしたいので、次のとおり届け出ます。

行為の目的	市町村、大字、小字、地番地		目
	行為の場所		
行為地及びその付近の状況			
工作物の種類	敷地面積	構造	
	規模	主要材料	
	外部の仕上げ	外部の色彩等	裏面のとおり
	関連行為の概要		
	施行後の周辺の取扱い		
	着工完了		
予定期日	備考		

(裏)

外部の面	区	分				割合
		色	相	明	彩	
第一	彩色が施されている部分 (ペンセル値)					100%
		有	無			
第二	彩色が施されていない部分					100%
		有	無			
計						
第三	彩色が施されている部分 (ペンセル値)					100%
		有	無			
第四	彩色が施されていない部分					100%
		有	無			
計						
注 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の場合にその素材名を記載すること。						

「埼玉県知事
埼玉県環境管理事務所長 様

様式第三号の二及び様式第三号の三中

〔法人にあつては、
所在地及び名称並び

「埼玉県 環境管理事務所長 様

住所
名称

氏名

〔主たる事務所の所
に代表者の氏名

④

住所
名称

〔法人にあつては、主たる事務所の所
所在地及び名称並びに代表者の氏名

④

「県、市郡、町村、大字、

電話

「小字、地番」

や

「市町村、大字、小字、地番」

に添付。

「埼玉県知事
埼玉県環境管理事務所長 様

様式第三号の四中

〔法人にあつては、主たる事務所の所
所在地及び名称並びに代表者の氏名

「埼玉県 環境管理事務所長 様

住所

名称

氏名

電話

〔法人にあ
所在地及び

④

「県、市郡、町村、大字、小字、地番」

や

〔主たる事務所の所
所在地及び名称並びに代表者の氏名

「市町村、大字、小字、地番」

や

「埋立て(干拓)後の取扱

や

「埋立て(干拓)後の取扱

に添付。

様式第三号の五中

「埼玉県知事
埼玉県環境管理事務所長
様

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名

「埼玉県 環境管理事務所長 様

住所

氏名

〔法人にあ
在地及び
電話

電話

④
つては、主たる事務所の所
名称並びに代表者の氏名

「
県、市郡、町村、大字、小字、地番

「市町村、大字、小字、地番

「掘採(採取)跡地の取扱

「掘採(採取)跡地の扱い」に改める。

様式第三号の六中

「埼玉県知事
埼玉県環境管理事務所長
様

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名

「埼玉県 環境管理事務所長 様

住所

氏名

〔法人にあ
在地及び
電話

電話

④
つては、主たる事務所の所
名称並びに代表者の氏名

「
県、市郡、町村、大字、小字、地番

「市町村、大字、小字、地番

「変更後の取扱

「変更後の扱い」に改める。

附則

- 1 この規則は平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県立自然公園条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県障害者施策推進協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十五号

埼玉県障害者施策推進協議会規則の一部を改正する規則

埼玉県障害者施策推進協議会規則(平成十七年埼玉県規則第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「福祉部障害者福祉課において」を「福祉部障害者社会参加推進室長が」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県職業能力開発審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十六号

埼玉県職業能力開発審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県職業能力開発審議会規則(平成十八年埼玉県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十条中「産業労働部職業能力開発課」を「産業労働部産業人材育成課」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十七号

埼玉県建築基準法施行細則(昭和三十六年埼玉県規則第十五号)の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県建築基準法施行細則(昭和三十六年埼玉県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「別表第一」を「別表」に改め、同条中第三項を次のように改め、第四項を削る。

3 規則第五条第三項ただし書の規定により規則で定める報告書の様式及び調査結果表は、提出の日前三月以内に調査した事項に基づいて作成する同項本文に規定する報告書及び定期調査報告概要書並びに調査結果表とする。

第三条中第四項を次のように改め、第五項を削る。

4 規則第六条第三項ただし書の規定により規則で定める報告書の様式及び検査結果表は、提出の日前二月以内に検査した事項に基づいて作成する同項本文に規定する報告書及び定期検査報告概要書並びに検査結果表とする。

第六条の二中「第十三条の二第三号ハ」を「第十条第三号ハ」に改める。

第十条第一項中「二面以上の立面図及び」を「及び二面以上の立面図並びに同項の表二の(三十項に掲げる)」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

様式第十六号及び様式第十六号の二を次のように改める。

様式第16号(第16条関係)

工事監理者の決定(変更)報告書
工事施工者

年 月 日

建築主様
建築主住所 氏名
さきに確認を受けた次の建築物の工事監理者又は工事施工者を次のとおり決定(変更)したので、
埼玉県建築基準法施行細則第16条第2項の規定により、報告します。

工事監理者 (代表となる工事監理者) 資格 氏名 建築士事務所名 郵便番号 所在地 電話番号 工事と照合する設計図書	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
(その他の工事監理者) 資格 氏名 建築士事務所名 郵便番号 所在地 電話番号 工事と照合する設計図書	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

工事施工者 氏名 営業所名 郵便番号 所在地 電話番号	建設業の許可 () 第 号
確認済証番号	確認済証 交付年月日
建築場所	
主要用途	
工事種別	
構造規模	
備考	

(注) 1 工事監理者欄は、代表となる工事監理者及び届出に係る建築物に係るすべての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
変更の場合には、変更後のすべての監理者について記入してください。
2 工事監理者の報告に際しては、当該工事監理者の建築士免許証の写しを添えてください。

様式第16号の2(第16条関係)

工事施工者の決定(変更)報告書

年 月 日

建築主様
建築主住所 氏名
さきに確認を受けた次の工作物の工事施工者を次のとおり決定(変更)したので、埼玉県建築基準法施行細則第16条第3項の規定により、報告します。

工事施工者 氏名 営業所名 郵便番号 所在地 電話番号	建設業の許可 () 第 号
--	----------------

確認済証番号	
確認済証 交付年月日	
築造場所	
工作物の用途	
工事種別	新築、増築、改築、その他 ()
構造規模	
備考	

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第六条の二及び第十条の改正規定並びに様式第十六号及び様式第十六号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十二条第一項の規定による調査又は同条第三項の規定による検査を開始した者であつて同日以後に同条第一項又は第三項の規定による報告をするものに係る当該報告は改正後の第二条第三項又は第三条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十八号

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県証紙条例施行規則(昭和四十四年埼玉県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第七条、第八条第一項及び第二項並びに第九条中「出納局出納総務課長」を「出納総務課長」に改める。

様式第八号備考1及び様式第九号中「出納局出納総務課長」を「出納総務課長」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第六号

地域機関の総合調整及び市町村との連絡調整に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

訓令

地域機関の総合調整及び市町村との連絡調整に関する規程(昭和五十一年埼玉県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までの規定及び第十四条中「地域創造センター」を「地域振興センター」に改める。

第十五条中「総合政策部長」を「企画財政部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第七号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員に改正する。この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

第一条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項」に、「占める職員」を「占めるもの」に改め、「と

いう。)の下に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。次条第四項において「育児短時間勤務職員等」という。)の勤務時間(一日の勤務時間の時間数が八時間未満の場合に限る。)は、当該承認を受けた時間とする。

第二条第二項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「の規定」を「から第四項までの規定のいずれか」に改める。

別表管財課の項を削り、同表中

県政情報センター	全職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	勤務時間が8時間の場合は45分又は1時間とし、その時は、業務の実情に応じ所属長が定める。
統計課	統計相談の業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
統計課	統計相談の業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
県政情報センター	全職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。

改め、同表県民・消費生活課の項中「県民・消費生活課」を「広聴広報課」に改め、同表中

雇用対策課	中高年世代の活動支援の業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
企業誘致・経営支援課	就業相談の業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	日曜日及び土曜日	上に同じ。
企業誘致・経営支援課	東京事務所に駐在し、企業の誘致業務に従事する職員又は在阪企業の誘致業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。

新産業育成課	財団法人本庄国際リサーチセンター所 究推進機構に駐在する職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
企業誘致・経営支援課	東京事務所に駐在し、企業の誘致業務に従事する職員又は在阪企業の誘致業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
就業支援課	女性の就業相談の業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	日曜日及び1週間について1日とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	上に同じ。
	中高年世代の活動支援の業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
	若年者の就業相談の業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	日曜日及び土曜日	上に同じ。

バスポートセンター	上に同じ。	4週間を平均して1週間について40時間	上に同じ。	土曜日及び4週間について4日とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	上に同じ。
県税事務所	上に同じ。	1週間につき40時間。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について40時間	上に同じ。	日曜日及び土曜日	上に同じ。

地域振興センター	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
県税事務所	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。

婦人相談センター	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
----------	-------	-------	-------	-------

バスポートセンター	上に同じ。	上に同じ。	土曜日及び4週間について4日とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	上に同じ。
婦人相談センター	上に同じ。	上に同じ。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	上に同じ。

産業労働センター	全職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
創業・ベンチャー支援センター	上に同じ。	4週間を平均して1週間について40時間	日曜日及び4週間について4日とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	上に同じ。
彩の国ビジネスユアアラザ	上に同じ。	上に同じ。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	上に同じ。

彩の国ビジネスユアアラザ	全職員	4週間を平均して1週間について40時間	上に同じ。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	上に同じ。
創業・ベンチャー支援センター	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	日曜日及び4週間について4日とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	上に同じ。

改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第八号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県職員当直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県職員当直規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員当直規程(昭和三十二年埼玉県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項及び第十四条第一項中「総合政策部長」を「総務部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第九号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程(昭和四十二年埼玉県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 本庁(会計管理者の補助組織を除く。)の副部長、参事部の副参事を含む。)

改革政策局長、地域政策局長、税務局長、契約局長、少子化対策局長、食品安全局長、課長(所長を含み、秘書課長を除く。)、電子サービス推進室長、特別徴収対策室長、技術評価幹、県民防犯推進室長、みどり再生推進室長、障害者

社会参加推進室長、産業拠点整備室長、観光振興室長、米づくり改革支援室長、農地活用推進室長、木材利用推進室長、総合技術幹、県土づくり企画室長、水

様式第十三号の二から様式第十三号の五までを次のように改める。

様式第13号の2(第14条の2関係)

育児休業承認請求書

年 月 日

埼玉県知事 様 所属所名 職 名 氏 名[㊦]

育児休業の承認を請求します。

下記のとおり 育児休業の期間の延長を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	氏 名	請求者以外の子の親
氏 名	続 柄	氏 名	子との同居・別居の別 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長	
3 請求の内容	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (再度の育児休業又は育児休業の期間の再度の延長が必要な事情を記入すること。)		
4 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
5 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで	
6 備考			

(注) 1 この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 3 「6 備考」欄には、「(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 4 該当する□には \surd 印を記入すること。

様式第13号の3(第14条の2関係)

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日

埼玉県知事 様 所属所名 職 名 氏 名[㊦]

育児短時間勤務の承認を請求します。

下記のとおり 育児短時間勤務の期間の延長を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	氏 名	請求者以外の子の親
氏 名	続 柄	氏 名	子との同居・別居の別 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長	
3 請求の内容	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。)		
4 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
5 勤務の形態	週 時間勤務 (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態)		
6 既に育児短時間勤務をした期間	勤務の日及び時間帯	月 (: :) 火 (: :)	
		水 (: :) 木 (: :)	
7 備考	年 月 日から	年 月 日まで	

(注) 1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
 4 「7 備考」欄には、「(1)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 5 該当する□には \surd 印を記入すること。

様式第13号の5(第14条の2関係)

育 児 休 業 等 計 画 書				年 月 日
埼玉県知事 様		所属所名		職 名 氏 名 [㊦]
職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。 なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。				
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務		
2 請求に係る子	子 の 氏 名	生 年 月 日	年 月 日 生	
3 請求者の計画	請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
	再 度 の 請 求 予 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
4 配偶者の養育計画	配 偶 者 の 氏 名			
	子を養育するための方法	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> その他 ()	
5 備 考				

(注) 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。
2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
3 「子を養育するための方法」欄には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入する。
4 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、遅やかに行うこと。
5 変更の届出の場合は、1から4までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。
6 該当する□には \blacktriangleright 印を記入すること。

様式第十三号の五の次に次の様式を加える。

様式第13号の6(第14条の3関係)

育 児 休 業 等 変 更 届		年 月 日
埼玉県知事 様		所属所名 職 名 氏 名 [㊦]
育児休業等 育児短時間勤務 部 分 休 業		
記		
事	<input type="checkbox"/> 産前の休暇を始めた。 <input type="checkbox"/> 出産した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子が死亡した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子と離縁(養子縁組の取消しを含む。)した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子を養育しなくなった。 <input type="checkbox"/> 同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> 記見できるようになった。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
事由が生じた日	年 月 日	

(注) 該当する□には \blacktriangleright 印を記入すること。

附則
この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第十号

本庁
地域機関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程(昭和四十四年埼玉県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

本則中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された技能職員で同法第二十八条の五第一項」に、「占める技能職員」を「占めるもの」に改める。
別表花と緑の振興センターの項技能職員の欄中「職員の職種の別」を「職種の別」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第十一号

本庁
地域機関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県職員倫理規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員倫理規程(平成十年埼玉県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十四条中「総合政策部長」を「総務部長」に改める。
附則
この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第十二号

本庁
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程(昭和四十二年埼玉県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第七条第一項中「総合政策部長」を「総務部長」に改める。
別表中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第十八号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 エコアップ認証現地審査及び省エネ対策現地指導業務に従事する者	作業服	夏用上衣	冬用上衣	ズボン	防寒衣	安全靴
		一	一	一	一	一
	作業服	夏用上衣	冬用上衣	ズボン	防寒衣	安全靴
		一	二	一	四	二

別表第五十二号中「安

全靴

防

寒衣	靴
一	一
全靴	靴
二	二

に改め、同表第六十六号中「建設材料」を「木造建築」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第十三号

本庁
地域機関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県職員健康審査会

埼玉県職員健康審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県職員健康審査会規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員健康審査会規程(昭和四十九年埼玉県訓令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「総合政策部職員課」を「総務部職員課」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第十四号

本庁
地域機関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員安全衛生管理規程(昭和六十一年埼玉県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「総合政策部長」を「総務部長」に改める。

第十五条第二項中「総合政策部副部长」を「総務部副部长」に改める。

別表第一中

総合政策部	総合政策部長	職員課
総務部	総務部長	文書課 (税務課、県税事務所等にあつては、税務課)

企画財政部	企画財政部長	企画総務課
総務部	総務部長	職員課
県民生活部	県民生活部長	広聴広報課

納税局 出納局長 出納総務課 を 会計管理者の補助組織

会計管理者 出納総務課 に改め、同表埼玉県労働委員会事務局

の項中「調整課」を「審査調整課」に改める。

別表第二中

「ふんじん業務従事者健康診断」	「ふんじん業務従事者健康試験のためふんじんが発生する業務に従事する職員」
-----------------	--------------------------------------

年一回	を	「ふんじん業務従事者健康診断」	「ふんじんが発生する業務に従事する職員」
-----	---	-----------------	----------------------

に改め、同表に次のように加える。

B型肝炎予防接種	B型肝炎健康診断の結果ワクチン接種が必要な職員	年一回
----------	-------------------------	-----

様式第一号及び様式第二号中

「 統括安全衛生管理者 総合政策部長 様」

所属所名

所属長名
に改

を
統括安全衛生管理者
「総務部長様」

様式第三号中「総務部長」を「総務部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第一埼玉県労働委員会事務局の項の改正規定は、公布の日から施行する。

埼玉県訓令第十五号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県総合経済対策本部

埼玉県総合経済対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県総合経済対策本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県総合経済対策本部設置規程(平成十年埼玉県訓令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「総合政策部計画調整課」を「企画財政部計画調整課」に改める。

別表第一中「総合政策部長」を「企画財政部長」に改め、「総務部長」の下に、「県民生活部長」を加える。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第十六号

総 合 政 策 部
埼玉県固定資産評価審議会

埼玉県固定資産評価審議会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県固定資産評価審議会規程を廃止する訓令

埼玉県固定資産評価審議会規程(昭和二十七年埼玉県訓令第十八号)は、廃止する。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第十七号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程(平成十三年埼玉県訓令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第五条第一項の出納局」を「第五条の会計管理者の補助組織」に改める。

別表課の文書記号の表中

政策総務課	政総
人事課	人
職員課	職員
文化振興課	文振
国際課	国際

を
企画総務課

企総
に、

行政管理課	行政
地方分権支援課	地方

を
 学事課
 学事
 に改め、同表人権推進
 課の項から県政情報センターの項まで及びI T企画課の項を削り、同表中
 県民

別表課の文書記号の表中

学事課	学事
財政課	財

人事課	人
職員課	職員

財	改革	I T推	シス調	地政
---	----	------	-----	----

に改め、同表交通政策課の項の次に次のように加える。

行管	地支
----	----

を

財政課	改革推進課	I T推進課	システム調整課	地域政策課
-----	-------	--------	---------	-------

を
 産業廃棄物指導課
 産廃
 に、
 廃棄物指導課
 廃指
 みどり
 を
 自然環境課
 みどり自然課

別表課の文書記号の表中

消費生活課	消費
-------	----

別表課の文書記号の表男女共同参画課の項の次に次のように加える。

人権推進課	人推
県政情報センター	県情
文化振興課	文振
国際課	国際

える。

入企	入審	入執	広
----	----	----	---

に改め、同表N P O活動推進課の項の次に次のように加

消費生活課

県消

を

入札企画課	入札審査課	入札執行課	広聴広報課
-------	-------	-------	-------

自然
に、

雇用対策課	職能
職業能力開発課	雇対

を

就業支援課

産業人材育成課

就業

産人

に、

出納局出納総務課	出納局会計管理課	出納局物品管理課
----------	----------	----------

を

出納総務課	会計管理課
-------	-------

出物	出会	出総
----	----	----

に改める。

出総	会管
----	----

別表所の文書記号の表中

埼玉県中央地域創造センター	中創セ
埼玉県西部地域創造センター	西創セ
埼玉県東部地域創造センター	東創セ
埼玉県北部地域創造センター	北創セ
埼玉県秩父地域創造センター	秩創セ
埼玉県スポーツセンター	パッセ

を

埼玉県南部地域振興センター	南振
埼玉県南西部地域振興センター	南西振
埼玉県東部地域振興センター	東振
埼玉県中央地域振興センター	央振
埼玉県川越比企地域振興センター	川比振
埼玉県西部地域振興センター	西振
埼玉県利根地域振興センター	利振
埼玉県北部地域振興センター	北振
埼玉県秩父地域振興センター	秩振

に、

埼玉県消費生活

支援センター

消支セ

埼玉県管競技事務所

埼競

に改め、同表埼玉県平和資料館の項の次に次のように加える。

埼玉県スポーツセンター	パッセ
-------------	-----

別表所の文書記号の表中

埼玉県男女共同参画推進センター	男女セ
埼玉県管競技事務所	埼競

を

埼玉県男女共同参画推進センター	男女セ
埼玉県消費生活支援センター	消支セ

に改め、同表埼玉県中

附則

中央産業労働センターの項から埼玉県北部産業労働センターの項までを削る。
この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第18号

地域機関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程(昭和三十五年埼玉県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

納局長	方	15	同	同	同	出納事務用
納長	方	23	埼玉県納局長	同	同	一般文書用
納副部	方	15	埼玉県納副部長	同	同	財務事務文書用
同	同	同	同	同	同	同
納局長	方	21	埼玉県納局長	同	同	一般文書用
課(所)			埼玉県納課	同	同	同

別表中

長 長
課 課
所 所
タ タ
タ タ
タ タ
支 支
所 所
長 長

を

長 長
課 課
所 所
タ タ
タ タ
タ タ
支 支
所 所
長 長

に

会計管理課	長
出納総務課	長

政策書管理課	長
環境政策課	長
福祉医療政策課	長
保健医療政策課	長
産業労働政策課	長
農業政策課	長
農林水産政策課	長
都市整備課	長

地方分権支援課	長
税務企画課	長
IT県民・消費生活課	長
長	
食品安全課	長
課(所)長	

同	15	方	同
課(所)長	21	方	埼玉県 何何印 長

出納事務用	会計管理課	長
一般文書用	課(所)長	

地域機関	埼玉県 何何印 長
------	-----------------

の長印	方	21	埼玉県 何何印 長	一般文書
税事務	同		埼玉県 何何印 長	個人事業税、不動産取得税及び鉅区納税通知書、県税(個人県民税、自過金還付(充当)通知書、督促状及びの書、法還付(充当)通知書(電子計算機による不足額替済通知書。))を用並びに滞納のたためるの財産調査事務用

用の	地域機関の長
の動車納課告知入り処分	長

地域機関の長印	方	21	埼玉県 何何印 長
埼玉県 何何印 長	方	15	埼玉県 何何印 長
埼玉県 何何印 長	方	21	埼玉県 何何印 長

何務印	一般文書用	地域機関の長
地域機関の長	財務事務文書用	地域振興センター事務所長
県事印	個人事業税、不動産取得税及び鉦区税の納税通知書、県税(個人県民税、自動車税及び自動車取得税を除く。)の過誤申告金還付(充当)通知書、督促状及び納税不足額還付(充当)通知書並びに個人事業税振替済通知書(電子計算機により作成するものに限る。)用並びに滞納処分のための財産調査事務用	税務課徴収対策室長

に改める。

附則
この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第十九号

環境部
環境管理事務所

埼玉県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県鳥獣保護員設置規程(昭和三十九年埼玉県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「環境部みどり自然課」を「環境部自然環境課」に改める。
第三条中「環境部みどり自然課長」を「環境部自然環境課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第二十号

本庁
地域機関
埼玉県雇用・中小企業対策本部

埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程(平成十三年埼玉県訓令第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「総合政策部長」を「企画財政部長」に改め、「総務部長」の下に、「県民生活部長」を加える。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第二十一号

本庁
地域機関

埼玉県優良自動車運転職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県優良自動車運転職員表彰規程の一部を改正する訓令

埼玉県優良自動車運転職員表彰規程(昭和五十五年埼玉県訓令第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「総合政策部長」を「総務部長」に、「出納局長、総合政策部副部長」を「総務部副部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第二十二号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県公用車管理規程(昭和五十六年埼玉県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第九条中「出納局長」を「会計管理者」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「主任 配車 担当」を「会計 管理 担当」に改める。

様式第四号(一)中「第17条、第18条関係」を「第16条、第17条関係」に改める。

「乗用車・マイクロバス・ワゴン・ライトトランペット」を「乗用車・ワゴン・ライトトランペット」に改める。

トランペット
「に」
配車・運転 担当
自動車整備 担当
を
配車・運転 担当

自動車整備 担当
を
に改める。

様式第四号(二)中「第19条」を「第18条」に、「乗用車・マイクロバス・ワゴン・ライトトランペット」を「乗用車・マイクロバス・ワゴン・ライトトランペット」に改める。

「乗用車・ワゴン・ライトトランペット」を「乗用車・マイクロバス・ワゴン・ライトトランペット」に改める。

様式第四号(三)中「乗用車・マイクロバス・ワゴン・ライトトランペット」を「乗用車・ワゴン・ライトトランペット」に改める。

様式第四号(四)中「乗用車・マイクロバス・ワゴン・ライトトランペット」を

「乗用車・ワゴン・ライトトランペット」に、「配車・運転 担当」を「自動車整備 担当」に改める。

「配車・運転 担当」を「自動車整備 担当」に改める。

様式第五号中「第16条関係」を「第18条関係」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、様式第四号(一)から様式第五号までの改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の埼玉県公用車管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県

埼玉県公営企業

埼玉県病院事業訓令第一号

埼玉県教育委員会

埼玉県警察本部

本 庁
地 域 機 関

埼玉県企業局

埼玉県病院局

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県警察本部

埼玉県危機対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県公営企業管理者 今井 大 輔

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿
 埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗
 埼玉県警察本部長 加地 正人
 埼玉県危機対策本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県公営企業
 埼玉県教育委員会
 埼玉県警察本部
 を次のように改正する。

別表第一中「総合政策部長」を「企画財政部長」に改め、「総務部長」の下に、「県民生活部長」を加える。

附 則
 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉 県
 訓令第一号
 埼玉県教育委員会

本 庁
 地 域 機 関
 埼玉県教育局
 県立教育機関

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程を次のように定める。
 平成二十年三月二十八日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司
 埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程

(設置)

第一条 本県のみどりと川の再生を総合的に推進することにより、住みやすく環境にやさしいゆとりの田園都市埼玉を実現するため、埼玉県行政組織規則(昭和四

十二年埼玉規則第一号)第二条の二の規定に基づき、埼玉県みどりと川の再生推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。
 一 みどりと川の再生を総合的に推進するための基本方針の策定に関すること。
 二 みどりと川の再生を総合的に図るために重点的に実施すべき施策の推進に関すること。
 三 その他みどりと川の再生の総合的な推進に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第三条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。
 2 本部長は、知事とする。
 3 副本部長は、副知事の職にある者をもって充てる。
 4 本部員は、別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

(協力要請)

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、別表第二に掲げる者に対し、協力を要請するものとする。

(部会)

第五条 本部長は、特定の事項を審議させるため、本部に、部会を置くことができる。
 2 部会は、本部長が指名する本部員をもって組織する。
 3 部会に、部会長を置き、本部長が指名する副本部長をもって充てる。

(会議)

第六条 本部の会議は、本部長が招集し、及び主宰する。
 2 部会の会議は、部会長が招集し、及び主宰する。
 3 前二項に定めるもののほか、前二項の会議の運営に関し必要な事項は、それぞれの会議の主宰者が定める。

(庶務担当)

第七条 本部の庶務は、環境部みどり再生推進室長が処理する。

(その他)

第八条 この訓令に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。
 附 則
 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

別表第一(第三条関係)

教育長、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、環境部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長

別表第二(第四条関係)

公営企業管理者、病院事業管理者、警察本部長、危機管理防災部長、福祉部長、保健医療部長、会計管理者

埼玉 県

埼玉県病院事業
訓令第一号
埼玉県教育委員会
埼玉県警察本部

本 庁
地 域 機 関
埼玉県病院局
埼玉県教育局
県立教育機関
埼玉県警察本部

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉 県 知 事 上 田 清 司
埼玉県病院事業管理者 伊 能 睿
埼玉県教育委員会委員長 高 橋 史 朗
埼玉県警察本部長 加 地 正 人

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進本部設置規程(平成十七年
埼玉県病院事業
埼玉県教育委員会
埼玉県警察本部

訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表中「総合政策部長」を「企画財政部長」に改め、「総務部長」の下に、「県民生活部長」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉 県

埼玉県病院事業
訓令第二号
埼玉県教育委員会
埼玉県警察本部

本 庁
地 域 機 関
埼玉県病院局
埼玉県教育局
県立教育機関
埼玉県警察本部

埼玉県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉 県 知 事 上 田 清 司
埼玉県病院事業管理者 伊 能 睿
埼玉県教育委員会委員長 高 橋 史 朗
埼玉県警察本部長 加 地 正 人

埼玉県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策本部設置規程(平成十七年
埼玉県病院
埼玉県教育
埼玉県警察

事業 訓令第一号)の一部を次のように改正する。
 委員会
 本部

別表中「総合政策部長」を「企画財政部長」に改め、「総務部長」の下に「県民生活部長」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百八十三号

昭和五十四年埼玉県告示第五百九十号(騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

表の備考第五号中「第二十九条第四号若しくは第六号又は第三十四条第五号若しくは第十号」を「第二十九条第一項第五号、第三十四条第六号又は第三十四条の二第一項」に改める。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県 埼玉県警備部 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―〇四八―八六二―二九〇二(代表)